

一般競争入札による県（企業局）有地売却の流れ

一般競争入札とは、沖縄県企業局があらかじめ決めた価格（予定価格）以上で、最高額をつけた方が購入いただける方法です。

入札参加申込

まず、入札に参加するために、入札参加申込書・添付資料を提出します。

入札参加申込書 + 身分証明書 + 印鑑証明書 + 誓約書

入札参加申込期限 令和3年1月28日（木）まで

後日、入札参加資格を審査して **入札参加資格認定通知書** を送付します。

入札保証金の **納付書** も併せて送付しますので、令和3年2月12日（金）までに納付ください。

※ 例：1,000万円で入札する予定

→入札保証金50万円以上を納付書で納付

入札当日

令和3年2月15日（月）

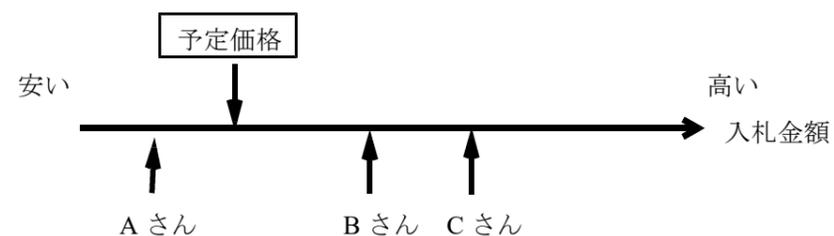
受付で、**入札参加資格認定通知書** を提示してください。

入札保証金の **納付書** の領収書の写しを提出してください。

代理人が参加する場合は、**委任状**（第7号様式）を提出してください。

入札書（第6号様式）に **入札金額** を記入し、押印して、入札投函箱に投函します。

開札し、落札者を決定します



- ・Aさんは、予定価格を下回っているので、落札できません。
- ・Bさんは予定価格を上回っているが、Cさんが一番高いのでCさんが落札者となります。

落札しなかった方には、入札保証金還付請求書（第14号様式）を提出後、約2週間程度で入札保証金を還付します。

落札者が、落札決定の日から、7日以内に契約を締結しない場合は、その落札は無効となり、入札保証金はお返しいたしません。

契約

落札された方は、指定された期日（7日以内）までに土地売買契約書を締結し、契約保証金を納付します。

契約保証金は、落札額の10%以上の金額を納付します。

売買契約書に必要な収入印紙は、落札者の負担となります。

土地売買契約書 + 契約保証金 + 収入印紙

※ 入札保証金から充当できますので、差額（落札額の10%-入札保証金）の契約保証金が必要です。

例：1,000万円で落札した場合

→契約保証金は100万円となりますが、入札保証金として50万円納めているので、残り50万円を納付します。

売買代金の支払い及び所有権移転登記

落札された方は納付書を発行しますので、指定期日（令和3年3月24日）までに、土地の売買代金を納付して下さい。なお、契約保証金は土地の売買代金へ充当することができます。

売買代金の納付後、沖縄県企業局が所有権移転登記を行います。

所有権移転登記に必要な登録免許税は、落札者の負担となります。

土地売買代金（落札額） + 登録免許税

落札者が、契約書締結の日から指定期日までに、売買代金（落札額）を納付しない場合は、その契約は無効となり、契約保証金はお返しいたしません。